

官報

号外

平成九年十二月十日

○第四百十一回 参議院会議録第十号

平成九年十二月十日(水曜日)

午後八時一分開議

○議事日程 第十号

平成九年十二月十日
午前十時 本会議

第一 預金保険法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

○本日の会議に付した案件
議事日程のとおり

○議長(斎藤十朗君) これより会議を開きます。

日程第一 預金保険法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

本案について提出者の趣旨説明を求めます。三塚大蔵大臣。

(国務大臣三塚博君登壇、拍手)

○国務大臣(三塚博君) ただいま議題となりました預金保険法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

本法律案は、最近における我が国の金融環境の変化に対応して、金融システム改革の制度的な環境整備として、預金保険機構が行う資金援助の多様化を図る等の措置を講ずるものであります。

以下、その大要を申し上げます。

第一に、現行法で預金保険機構の資金援助の対象とされている健全な金融機関による吸収合併、営業譲り受け及び株式取得に加え、健全な金融機関と破綻金融機関の新設合併についても、新たに資金援助が可能となるよう所要の措置を講ずることとしております。

第二に、平成十二年度末までの時限的措置として、二以上の破綻金融機関の新設合併に対し、金融機関の経営規律の低下を防止する観点から、厳格な制度的歯止めを設けた上で、預金保険機構の資金援助が可能となるよう所要の措置を講ずることとしております。

以上、預金保険法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げた次第であります。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。榑崎泰昌君。

(榑崎泰昌君登壇、拍手)

○榑崎泰昌君 自由民主党の榑崎泰昌であります。

私は、自由民主党を代表して、ただいま提案されました預金保険法の一部改正案について質問申し上げます。

日本全体が貧しく戦後の何もないところから出発し、欧米に追いつけ追い越せのキャッチアップの政策のもとに今日の豊かな経済社会が築き上げられてまいりました。その間、ニクソン・ショックや第一次、第二次の石油危機を経験しながらも、国民の勤勉な努力の結果、今や日本は世界の国民総生産の二〇％近くを占めるようになりました。世界経済に与える影響は重大なものがあります。アジア経済、ひいては世界経済の安定のためにも、日本の経済や金融が国民の信頼を得て活力に満ちたものでなければなりません。

しかしながら、十一月三日の三洋証券の会社更生法の適用申請に始まり、十七日に北海道拓殖銀行の営業譲渡を前提とした業務停止命令、二十四日の山一証券の自主廃業に向けた営業停止と、一カ月間の間に大手の金融機関が倒産するという大きな衝撃に見舞われました。

総理の唱えられる六つの改革のうち、行政改革の骨格が決まり、さらに財政構造改革法が成立し、加えて金融システム改革のための金融持ち株会社の解禁等の制度が今や整えられつつあります。

今回提出されました預金保険法は、金融システムの安定のため重要な内容を含んだものであります。それにもかかわらず、衆議院においては、新進党、民主党、太陽党が欠席するという異常事態

の中で採決されたことはまことに遺憾とするところであります。反対であれば、その趣旨を明らかにし、堂々と態度を示すことが民主主義ではないでしょうか。国民の信託を受けた国会議員としての責任を放棄したのと言わざるを得ないと思います。

さて、金融システムの改革は、日本版ビッグバンに備えて、フリー、フェア、グローバルの理念のもとに、利用者の視点に立った諸改革を行おうとするものであります。この改革の実現に当たっては、金融機関の抱える不良債権の速やかな処理、ディスクロージャーの拡充、早期是正措置等を通じて金融機関の健全性が求められているところであります。

まず、不良債権の処理についてお伺いします。

今回の預金保険法の改正案は、健全な金融機関と破綻金融機関の合併及び平成十二年度までの臨時的な措置として破綻金融機関同士の合併にも資金援助が行われる措置となっております。これは預金者等の保護と金融システムの安定が主目的であります。これを結果的には破綻金融機関の救済であるということを出して批判する向きもあります。この点について、国民にわかりやすく改正の趣旨及びこの法案の重要性を総理に説明していただきたいと思ひます。

次に、今回の預金保険法の改正に伴って、財源問題についてお伺いします。

平成八年度から平成十二年度までの五年間の保険料収入は、保険料を七倍に引き上げた結果、財源見込みは一兆七千億円、このうち既に実行されたものが一兆四千億円になります。今後使用可能な額は一兆三千億円しか残っておりません。のみ

ならず、現時点のフローの勘定としましては、短期資金が不足をして、その借入金約四千億円でないと聞いています。今後、木津信用組合のように一兆円にも及ぶ資金援助が出た場合には、資金的にはこれに対応ができないということになってしまいます。そこで、保険料の引き上げというような議論、さらには保険機構の借入金を政府保証すべしというような議論もありますが、資金ショートをするおそれのある場合、どのように対応されるつもりか、大蔵大臣にお尋ねいたします。

次に、デイスクロージャーについて伺いします。

二〇〇一年のペイオフに備え、金融機関のデイスクロージャーの環境整備を行うというスケジュールと聞いておりますが、三洋証券はムーディーズの勝手格付で投資不適格とされたことにより短期コール市場での資金調達ができなかったことが破綻の大きな原因になったと聞いております。市場が判断できる十分なデータがデイスクロージャーされていないため、勝手な格付に反論できなかったためではないでしょうか。

また、山一証券では、簿外債務の存在がうわさされ、市場の信頼を失ったことが破綻の大きな原因となっております。このように、金融機関の倒産が続発すると種々の情報不足が不安の増大につながりかねません。

そこで、二〇〇一年までのデイスクロージャー

を行うというスケジュールの前倒しができないでしょうか。前倒しをして市場の不安に備えるべきではないかと考えます。これからやるべき情報開示の対応を大蔵大臣にお聞かせを願いたいと思います。

このように、コール市場における円滑な資金の流動化が損なわれれば、他の健全な金融機関や中堅の金融機関までおかしくなります。短期コール市場の安定化のため、制度的な枠組みについて検討するお考えはありませんか。大蔵大臣に御見解を承ります。

預金者保護のために預金保険機構があるように、生命保険会社には保険契約者保護基金、証券会社には寄託証券補償基金があります。金融ビッグバンでは、銀行・証券・保険業界の垣根がなくなり、相互参入が可能となります。そこで、保険契約者保護基金及び寄託証券補償基金の内容を充実強化するための環境整備が必要であると考えますが、大きな立場から総理の御見解を承りたいと思います。

次に、今回の北海道拓殖銀行や山一証券会社の破綻処理について伺います。

北海道拓殖銀行は、道内向けの貸し出しが三兆円、うち中小企業向けの貸し出し比率が七〇%にもなります。道内の企業に対する倒産の影響ははかり知れないものがあると思います。北洋銀行の協力のもと営業譲渡されるにしても、今まで北海道拓殖銀行をメインバンクとしていた企業は従来の

の取引ができるのかどうか不安を持っております。このような不安に対して、政府としてどのような対応が考えられるのか、大蔵大臣にお尋ねしたいと思います。

次に、北海道以外の営業譲渡はまだ決まっておりますが、大蔵省としてどのように支援されるつもりか、これも伺いたいと思います。

さらに、北海道拓殖銀行の劣後債の問題があります。

北海道拓殖銀行は劣後債を九百五十億円発行しております。うち信用金庫等には三百六十億円発行しております。これは信用金庫等では深刻な問題であり、仮にこれが償還されないとすれば中小金融機関にゆゆしき事態が想定され、地元企業に対する影響もはかり知れないものがあります。劣後債は金融債の一種であり、破綻に際しては預金保険機構で保証されると思っておりますが、大蔵大臣に御見解を伺います。

山一証券では解散に向けて整理が行われているところでありますが、いわゆる飛ばしの処理、デリバティブの失敗等の処理に伴って簿外債務が指摘されております。すなわち、粉飾決算ということでもあります。これについてどのように監督官庁として御認識をされているか、また、それらの経営者の責任についてどのように考えているか、御見解を承りたいと思います。大蔵大臣にお伺いしたい。

次に、梶山前官房長官の十兆円構想、いわゆる

NTTなどの株式を償還財源の担保として新型の国債を十兆円発行し、金融システムや景気対策の財源とする提案に対し、総理は前向きな検討を指示されたこと承っております。これは形を変えた赤字国債であるとの批判がありますが、このような批判を乗り越えても本当に実行するお気持ちがあるのか、総理にお伺いいたします。

いずれにせよ、我が国経済を力強く生き返らせるために、景気回復、金融安定化を図るべく強力な手法で対応することを全国民、全世界に示されることが重要であり、総理の御決意を承って、私の質問を終わりたいと思います。(拍手)

(国務大臣橋本龍太郎君登壇、拍手)

○国務大臣(橋本龍太郎君) 橋本議員にお答えを申し上げます。

まず、今回の預金保険法改正の趣旨についてのお尋ねがございました。

現行法では、債務超過には陥っておりませんものの、多額の不良債権を抱えております金融機関を適切に処理する方策がございません。このため、こうした金融機関について、モラルハザードを起こさないようにした上で、合併を可能にすることによりまして預金者保護と金融システムの安定を図るとともに、地域経済の混乱を防止するという公共的な必要性を踏まえこの法改正をお願い申し上げました。破綻金融機関の救済のものではないということをお申し添えておきます。

次に、保険契約者保護基金、寄託証券補償基金についてのお尋ねがございました。

保険契約者保護基金につきましては、その増額を大蔵省より生保業界に要請したところであり、さらに支払い保証制度について整備を検討いたしております。また、現在、財団法人であります寄託証券補償基金につきましては、証券取引法上の法人に改めるなど、その整備拡充を図ることを検討いたしております。

次に、新型国債構想についてお尋ねがございました。

金融システムの安定のための真剣な一つの御提案であり、自由民主党における検討を指示いたしましたところでもあります。金融システム安定につきましては、財政構造改革の基本を踏まえながら、強い決意を持ってその確保のために必要な施策を実施してまいります。

次に、景気回復、金融安定化の対応についてのお尋ねがございました。

既に御承知のとおり、十一月十八日の経済対策閣僚会議におきまして経済対策を決定いたしております。四つのポイントに重点を置きながら充実した内容の対策をまとめたところでございます。

政府としては、企業や消費者の景気の先行きに關する不透明感を払拭し、我が国経済を民間需要中心の自律的な安定成長軌道に乗せていくためにこうした施策を強力に進めてまいります。

また、金融システムの安定につきましては、預

金者保護を目的として、公的支援を含め具体案を早急に得、強い決意を持って金融システムの安定性確保に全力を挙げて取り組んでまいります。

残余の質問につきましては、関係大臣から御答弁を申し上げます。(拍手)

(國務大臣三塚博君登壇、拍手)

○國務大臣(三塚博君) 横崎議員にお答え申し上げます。

私に対する御質問は七点でございます。まず、預金保険機構の財源と公的支援についてのお尋ねでございます。

仮に、現在見込まれている財源では対応が困難な状況が発生いたしました場合には、平成十年度末までに保険料の負担のあり方について検討を行うことといたし、充足してまいります。

また、金融システム安定の強化を図るため、公的支援を伴ういろいろな考え方が出されておりますが、公的支援によるセーフティーネットの完備、また預金者を保護することが重要であります。公的支援により利用可能な資金を拡充していくことを今後検討すべきではないかと考えておるところであります。

金融機関の経営状況に関するディスクリージャーについてのお尋ねでございます。

今後、金融システム改革の進展を考えますれば、金融機関がその経営実態についてさらに積極的に国民への開示を進めていく姿勢が重要であります。

大蔵省としては、各金融機関に対し、より一段のディスクリージャーの拡充を促したいと考えておるところであります。

短期コール市場についてのお尋ねであります。十一月二十四日の談話の中でインターバンク取引等の安全を確保すること等について申し上げ、

また、二十六日にも日本銀行総裁とともに改めて決意を表明いたしましたところであります。いずれにいたしましても、大蔵省としては、内外の金融市場のあらゆる事態にも対応し得るように、日本銀行とともに市場への流動性供給に万全を期し、金融システムの安定を図ってまいりたいと考えておるところであります。

拓銀取引先企業への対応についての御質問であります。拓銀の金融機能が受け皿銀行へ承継されますとともに、承継までの間、拓銀は通常どおりの営業を継続することといたしておりますが、この間の資金については、必要に応じ日銀が日銀特融によつて供給することといたしておるところであります。

さらに、大蔵省としても、政府系金融機関を含めまして地域の金融機関に対して必要な協力要請を行つてまいっております。また、北海道庁等においても制度融資の充実拡大等の対策を講じているところであり、今後とも万全を期してまいります。

拓銀の本州部分の営業譲渡先についての御質問

であります。

現在、関係者におきまして具体的な受け皿銀行を決めるための努力が行われておるところであります。大蔵省としても、本州部分の営業譲渡が円滑に進むよう支援をしてまいりたいと存じます。

次に、劣後債の保護についての御質問であります。

劣後債に係る発行者の契約上の義務は、破産等の劣後事由が発生しない限りは他の債務と変わることはございません。これまで、預金保険の対象となる預金等以外の預金取扱金融機関の債務についても、金融システムの安定を確保するとの観点に立つた破綻処理の中で保全されてきたところであり、今後におきましても、金融システムの安定性確保には万全を期してまいりたいと存じます。

最後に、山一証券の簿外債務、そして経営者責任についてのお尋ねでございます。

山一証券の簿外債務につきましては、現在、関係部局において実態説明が行われておるところであります。今後、ディスクリージャー上の問題が明らかになれば適切に対処してまいります。

また、経営者責任の問題については、刑事上の問題を含め、事実関係に基づき厳正に対処してまいります。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) 上山和人君。

〔上山和人君登壇、拍手〕

○上山和人君 先ほど趣旨説明のありました預金保険法の一部を改正する法律案につきまして、社会民主党・護憲連合を代表して御質問を申し上げます。

現行の預金保険法は、健全な金融機関が破綻した金融機関を救済する場合、預金保険機構が資金援助を行うことができることと規定をいたしております。今回の改正案は、健全な金融機関が存在しない場合、破綻金融機関同士であっても大蔵大臣等が合併のあっせんをした場合、預金保険機構からの資金援助を行うことができることとされているのでございます。預金保険機構の資金援助の多様化を図り、金融システムの安定化、そして地域経済への配慮といった側面があるものと理解をいたしておりますが、以下、順次数点にわたって総理及び大蔵大臣に御質問を申し上げます。

第一の問題は、今回の改正案が経営に失敗した金融機関の延命策に手をかすことになるのではないかという懸念がある問題でございます。

経営が破綻した金融機関が市場から淘汰されるのはまさに市場の原理そのものであります。もちろん、金融機関でありますから預金者保護に万全を期すべきであることは言うまでもないことであります。しかし、経営が破綻して債務超過に陥った金融機関は直ちに業務を停止することが常識で

はないでしょうか。しかるに、パブル経営に失敗した経営者の責任をあいまいにしたまま金融機関の延命を図ることは、金融機関の経営に大きなモラルハザードをもたらし、ひいては経営努力へのインセンティブを大きくそぐことになりかねないと思うのでございます。

政府は合併の条件として金融機関のリストラを要求する方針のようでありますが、そのリストラの具体的な内容について、総理、大蔵大臣ともに明らかにお願いしたいのでござい

ます。

第二の問題は、相変わらず大蔵省、金融当局の裁量行政が温存されることになるのではないかとこの問題でございます。

現在の我が国の経済にとりまして、金融システムの不安の解消はまさに喫緊の課題でございますが、それはだれが見てもわかりやすい透明なルールに基づくものでなければならぬと思うのでござい

ます。

今回の改正法は、破綻金融機関が業務を行っている地域または分野における資金の円滑な需給及び利用者の利便に大きな支障が生じるおそれがあると認められる場合に合併のあっせん等が行われた場合、預金保険機構から資金援助を行うこととして

しているのでございます。

しかるに、この場合、破綻した金融機関とはどういう金融機関を指すのか、また地域経済への配慮とはどういう状態を指しているのか。大蔵省が

あっせんすることで金融行政が再び従来型の護送船団方式に逆戻りするのではないかと懸念に

ついて、総理大臣の明確な御見解を承りたいのでござい

ます。

第三に、預金保険機構の責任準備金が既に枯渇してしまっているという重大な問題がござい

ます。

相次いで破綻する金融機関に対して資金援助を行ったことにより、預金保険機構の責任準備金残高は平成九年三月末現在、実にマイナス三千九百五十一億円になってしまっているの

でございます。

不足する分につきましては、現在、日銀と民間金融機関からの借入金によってしのいでいるのが現状でございます。これからの金融機関の破綻が

続くものと予想されるのでござい

ますが、資金援助のための財源の確保をどのようにお考えにな

っているのか。預金保険料の引き上げも避けられないと思うのでござい

ますが、どのようにお考えでござい

ますか。それとも、将来的には公的資金の導入になるのか、それについても総理の明確な御答弁をお願い申し上げます。

ここに来て、金融システムの安定化対策としてNTT株式等を償還財源の担保とした新型国債の構想が浮上しておりますが、この点につきまして

は総理の明確な御見解を承りたいのでござい

ます。

第四の問題は、預金保険料のあり方に関する問題でございます。

現在、預金保険料につきましては、対象金融商品の残高に一定率を掛け合わせた同一の保険料率が各金融機関に適用されているのでござい

ます。

現在の一般保険料率は〇・〇四八％、特別保険料率は〇・〇三六％となっているのでござい

ます。

これは経営合理化に懸命に努力した金融機関の保険料が経営破綻した金融機関の延命のために使

われることになるのでござい

まして、金融機関全体にモラルハザードを大きくもたらしかねないと思

うのでござい

ます。現在、米国においては可変保険料率が導入されているのでござい

ますが、我が国においては可変保険料率の導入についてどの

よう

にお考えにな

っているのか、大蔵大臣の御見

解を承

りたいのでござい

ます。

また、預金保険機構が平成十三年三月末まで

に期間を限定して金融機関から一時的に上乗せ

徴収している特別保険料について、その期限を

延長することを大蔵省が検討し始めたという報道

が行われましたが、これについても大蔵大臣の明確な御答弁をお願い申し上げたいのでございます。

最後に、現在の預金保険制度につきまして国民が十分に理解していないという重要な問題がございます。

先般、貯蓄広報委員会が貯蓄と消費に関する世論調査を行いました。預金保険制度については「全く知らない」と答えた世帯が半数近くに上るのでございます。預金保険制度の「内容まで知っている」と答えた世帯はわずかに一割強にすぎないのでございます。

これから金融機関の淘汰が進展し、国民に自己責任が求められる時代を迎えようとしている今、預金保険制度について国民に十分理解させる必要があるのではないのでしょうか。

我が国の超低金利状況のもとで、最近、特に外債、外貨預金等が高金利であるがゆえに人気を集めているのでありますけれども、これらの金融商品は預金保険の対象にはなっていないのでございます。これらの問題について国民がどのようにあるいはどの程度に認識しているかが懸念されるのでございます。国民に自己責任を要請するのであれば、どのような金融商品が預金保険の対象になつていないか、そしてまた預金保険の対象になつていない金融商品はどのようなものであるかなどについて、預金保険制度の内容を十分知らしめることが大変重要だと思つておりますが、その方

策について、総理、大蔵大臣はどのようにお考えか、お聞かせいただきたいのでございます。

これまで我が国の金融行政は後手後手に陥り、傷口を広げ、その結果として、昨年の住専処理に見られたような公的資金の導入に追い込まれたのでございます。この際、金融機関の不良債権については、すべてディスクロースし、そしてすべてのうみを出し切つて、金融ビッグバンに向かう環境整備を急ぐことが極めて肝要なことであること、最後に御指摘申し上げまして、質問を終わります。

ありがとうございます。(拍手)

(国務大臣橋本龍太郎君登壇、拍手)

○国務大臣(橋本龍太郎君) 上山議員にお答えを申し上げます。

まず、最初に金融機関の合併の条件についてのお尋ねがございました。

今回の措置におきましては、新たに設立される金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保するために、大胆なリストラ等の計画につきまして、当局の承認にかからしめる、これは御指摘のとおりでありまして、個別具体のケースに即して適切に判断されるべきものだと思います。

特に、あつせんを行う場合等についてのお尋ねがございました。今回の改正案では、ある地域に経営の悪化したしました金融機関が複数存在する、それらが連鎖的に預金払い戻し停止に陥るおそれがあり、取引先企業に対する貸し付け停止

等、地域経済に重大な影響が及ぶおそれがある場合、これを未然に防止するという公共的な観点から合併のあつせんを行うものであります。また、厳格な制度的歯どめを金融機関に課した上で行われるものでありまして、護送船団方式という御指摘は当たらないと私は考えております。

なお、今回の法案における特定合併、これは時限措置であります。現下の金融状況のもとにおきまして、破綻処理の手法の多様化を図るものであつてもつけ加え、ぜひ御理解をいただきたいと思つております。

また、預金保険機構の財源、公的支援についてのお尋ねがございました。

仮に、現在見込まれる財源では対処が困難な状況が発生いたしました場合には、遅くとも平成十年度末までに保険料率の検討を行うこととしております。また、預金保険機構の借入限度額及び日銀借り入れにつきましては、預金保険機構の業務の円滑な実施の観点から、返済財源を勘案しながら弾力的に対応する必要があると考えております。

また、新型国債構想につきましては、金融システム安定化のための一つの真剣な御提案であり、私から自由民主党に対し検討を指示いたしました。金融システムの安定につきましては、預金者保護を目的として、公的支援を含め具体案を早急に得て、強い決意を持って金融システムの安定性確保に全力を挙げて取り組んでまいりたいと思つております。

ります。

最後に、預金保険制度の内容を国民に周知徹底すべきであるという御意見をちょうだいいたしました。

政府といたしましては、さまざまな金融制度全般につき広く国民の皆様にお知らせをするよう努めてまいったところであります。預金保険制度につきましても、預金保険機構や金融機関にも協力を呼びかけながら、今後ともより一層その周知徹底を図っていききたい、そのように考えております。

残余の質問につきましては、関係大臣から御答弁を申し上げます。(拍手)

(国務大臣三塚博君登壇、拍手)

○国務大臣(三塚博君) 上山議員にお答えします。総理と重複する御質問もございました。三問について簡明にお答えをさせていただきます。

まず、金融機関の合併の条件についてのお尋ねでございます。

新たに設立される金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保するために、大胆なリストラ等の計画について当局の承認にかからしめることといたしております。個別具体のケースに即し、適切に判断されるべきものと考えておるところであります。いずれにいたしましても、今回の措置の発動に当たりましては、厳格な制度的歯どめを設けている趣旨にかんがみ、厳正に対処してまいりたいと考えておるところであります。

次に、あつせんを行う場合等についてのお尋ねであります。

ただいま総理からお答えしたとおりで、その意は尽くされておると思うのでありますが、本改正案は新しい手法を預金保険機構に与えるものでございます。そのことは、ある地域に経営の悪化

いたしました金融機関が複数存在をしておること、それらが連鎖的に預金払い戻し停止に陥るお

それがありますこと、取引先企業に対する貸し付け停止等地域経済に重大な影響を及ぼすおそれがある際、これを未然に防止するという公共的な観点から合併のあつせんをするものでございます。

護送船団ということではなく、公正、公平、厳正に地域経済に貢献をし、ひいては預金者保護の徹底を図り、日本の金融システム健全なり、こういうことを期してまいりたいということであります。

また、破綻金融機関は法的に消滅する上、新設される金融機関につきましても、経営体制の整備や思い切ったリストラ等について当局の承認にかからしめる等、厳格な制度的歯どめを金融機関に課した上で行われるものでございます。

最後に、可変保険料率制度の導入と特別保険料の期限延長についてのお尋ねでございます。

いわゆる可変保険料率方式につきましては、平成七年の金融制度調査会答申におきまして、経営内容が悪化した金融機関に高い保険料率を適用い

たしますと、かえって自主的な再建を困難とすること等から、現下の経済情勢のもとでは導入は困難とされたところでございます。また、特別保険料につきましては、遅くとも平成十年度末までに保険料の負担のあり方について検討を行うことといたしております。

議員御指摘のとおり、その御指摘を踏まえ万全を期してまいるつもりであります。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) 笠井亮君。

(笠井亮君登壇、拍手)

○笠井亮君 私は、日本共産党を代表して、ただいま議題となりました預金保険法の一部改正案につきまして、総理及び大蔵大臣に質問いたします。

質問に先立って、私は、昨日の衆議院本会議での不正常な採決強行に続いて、本日の本会議が職権によって強行開会されたことに強く抗議するものであります。

本法案は、山一証券や北海道拓殖銀行など相次ぐ金融機関の経営破綻と、今後の対策にも深くかわる今国会の重要法案の一つであることは明白であります。会期末を控えた今日、十分な審議時間が保証される見込みもないのに、あえて本法案を強行成立せよとするのは、議会制民主主義と参議院の慣例を無視した余りにも理不尽な態度であると言わねばなりません。今回の法案は、昨年の改定に続いて、預金保険

機構による金融機関救済のための資金援助の手法を一層拡大しようとするものであります。今回の改定の中心は、健全な金融機関と経営の悪化した金融機関が合併して新銀行をつくる場合あるいは経営の悪化した銀行同士が合併して新銀行をつくる場合に、それらの銀行が債務超過に至る以前の段階で預金保険機構がその不良債権を買い取ることで、資金援助ができるようにするものである。

これでは預金保険機構は、ますます銀行の不良債権を始末する、いわば廃棄物処理場とされ、最後に穴があけば税金投入ということにならざるを得ないではありませんか。総理、これは預金者保護という預金保険機構の本来の機能を金融機関救済のための機関にさらに大きく変質させるものではありませんか。

既に、昨年の改定によって預金保険機構の機能は大きく変質しています。それまでは金融機関の破綻処理に際して、その責任に応じて関係金融機関が処理費用を負担するというルールが基本的に確立していました。ところが、昨年の法改定によって預金保険機構の金融機関への資金援助が青天井になったため、関係金融機関はその責任と負担をすべて預金保険機構に押しつけ、みずからは責任逃れに終始してきました。現にこの改定以降、関係金融機関の資金負担は、木津信用組合に対する百二十一億円の資金援助以外は一件もなされてないのが現実であります。

今回の改定により、ますます金融機関が責任をとらず、負担もなくなることは明らかであります。総理自身、これまで、金融機関の破綻処理は金融システム内の負担により賄われることが原則とまで明言してきましたが、その立場と明白に矛盾するではありませんか。責任ある答弁を求めます。

金融機関の破綻のたびに預金保険機構にそのしわ寄せが安易に行われ、その結果、預金保険機構の収支は深刻な状況にあります。北海道拓殖銀行の破綻処理でも、拓銀の膨大な不良債権はすべて預金保険機構が買い取ることとされていましたが、その額が幾らになるか、いまだにその全容がわかりません。大蔵大臣、預金保険機構の資金計画について今後どうするのかを明確にしないまま、ずると資金を流出させれば、場当たり的で際限がなくなるようになるのは明らかではありませんか。

今回の改定による破綻処理も、経営者や株主に十分な責任をとらせようとするものではありません。合併によりもとの銀行は消滅しますが、新銀行をつくるとなると、少なくとも株主は残ることになります。一般株主はともかく、系列銀行や株式持ち合いをしている銀行や企業などの大株主の責任が何も問われなまま資金援助が行われることを容認するのでしょうか。

本案において、大蔵大臣のあつせんによって行われる特定合併は、その地域または分野における

資金の円滑な需給などの場合とされているだけで、具体的な発動条件は規定されておりません。これは今後の金融行政を明確なルールに基づいて行うと表明してきた政府自身の方針に反して、大蔵省の裁量次第で限定的条件なしに際限なく広く適用しようということでもあります。これは従来の大蔵行政で最も批判されてきた銀行業界との癒着による密室の不明朗な行政を何の反省もなしに形を変えて続けようとするものではありませんか。総理、いかがですか。

また、本法案は、特定合併による資金援助の条件として、リストラ実施計画の提出と大蔵大臣の承認を求めています。既に、いわゆるビッグバンが推し進められようとしているもとで、金融機関の労働者は人員整理や労働条件の切り下げなど厳しい状況に直面しています。本法案は、政府みずから金融機関に働く労働者に一層過酷なリストラを迫るものになりかねません。経営破綻の責任は経営者がとるべきは当然であり、大蔵省がその責任を労働者にしわ寄せすることがあってよいのでしょうか。

今起きている金融機関の破綻は、一九八〇年代後半、政府の低金利政策のもと、規制緩和や金融の自由化が生み出したバブル経済によって引き起こされたものであり、その中で金融機関がみずから不動産や株式等の投機的ビジネスに乗り出し、乱脈な経営をほしきままにできたことから起きているものです。

この間、大銀行は内部留保を大きく膨らませてきました。バブル崩壊後においても超低金利政策のもとで、年間八兆円という史上最高の業務純益を上げ続けております。不良債権の処理は金融機関みずからの努力で行うべきものであり、またできるはずであります。その体力と負担能力を金融業界は十分持っているではありませんか。

ところが政府は、金融機関破綻の原因や責任の究明が不十分なまま、不良債権問題の解決のために税金などの公的資金を導入する計画を進めているのであります。そこでは、預金保険機構を利用した一般金融機関への新たな公的資金導入が検討されています。さらに、経営の悪化した金融機関の優先株式を公的資金で買い取るなどの案も出ております。これらは乱脈経営で経営が悪化した金融機関を税金投入で政府が救済する以外の何物でもないではありませんか。総理の答弁を求めるものであります。

このような公的資金投入は、何の責任もない国民に負担を押しつけるものであり、断じて認めるわけにはまいりません。この際もう一度、経営者、関係金融機関及び金融界全体の責任と負担で処理するという原点に戻るべきであります。

その立場から、今起きている相次ぐ金融機関の破綻の原因と責任を明確にし、大蔵省の金融行政と経営者の経営責任を追及すること、また、経

営の内容の徹底的なディスクロージャーを図ることが必要であり、その上で明確な破綻処理のルールをつくり、国民的な合意の上で解決を図るべきではありませんか。

以上について明確な答弁を求めて、私の質問を終わります。(拍手)

(国務大臣橋本龍太郎君登壇、拍手)

○国務大臣(橋本龍太郎君) 笠井議員にお答え申し上げます。

まず、預金保険機構の機能についてのお尋ねがございました。

今回の改正案におきましても、ある地域に経営の悪化した金融機関が複数存在し、それらが連鎖的に預金払い戻し停止に陥るおそれがあるという状況において、合併によって新銀行を設立することにより預金者の保護を図るものでありまして、これまでの預金保険機構の機能を何ら変えるものではないと考えております。

また、金融機関の負担についてのお尋ねがございました。

昨年成立した金融三法によりまして、それまでの七倍の保険料負担を金融機関に求めることにより、パイオフォコストを上回る預金保険による資金援助を可能とし、もって預金者保護、金融システムの安定確保に万全を期しております。

また、不良債権の処理についてのお尋ねがございました。

金融機関の不良債権処理は、まず金融機関の最

大限の自助努力により行われることが基本であり、現に各金融機関はその早期処理に取り組んでいるところであります。他方、不良債権の償却は、金融機関の内部留保の取り崩しなど財務内容の悪化をもたらす面があることに留意が必要であると考えております。

次に、経営が悪化した金融機関に対する対応についてのお尋ねがございました。

金融システムの安定は経済の根幹をなすものであり、個別金融機関の破綻が他の金融機関に伝播しないようにすることにより、内外のマーケットの信託を維持することが重要であります。預金者保護を目的として、公的支援を含め、具体案を早急に得、強い決意を持って金融システムの安定性確保に全力を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。

また、金融機関の破綻処理の責任についてのお尋ねがございました。

金融機関の破綻処理に当たり、経営者の責任を厳格に追及するというこれまでの一貫した方針を今後も堅持し、また、今後とも金融機関に対し一段のディスクロージャーの拡充を促してまいります。

いずれにいたしましても、金融機関の破綻処理に当たりまして、いわゆる金融三法により整備された制度の基本的な考え方を踏まえ、預金等の全額を保護するとともに、インターバンク取引等の安全を確保するなどの対応を行い、金融システム

の安定性確保に万全を期することが政府としての責務であると考えております。

残余の質問につきましては、関係大臣から御答弁を申し上げます。(拍手)

(国務大臣三塚博君登壇、拍手)

○国務大臣(三塚博君) 私に対する質問は四問でございます。

まず、預金保険機構の財源についてのお尋ねでございます。

今回の改正が預金保険機構の財源の状況を悪化させる要因となるものではないと考えております。むしろ、機構の今後の財源状況は、今後どの程度の数の金融機関がどの程度の規模で破綻するかによって決まってくるものであると考える次第であります。

仮に、現在見込まれる財源で対応が困難な状況が発生した場合はいかんと、こういうことであります。平成十年度末までに保険料の負担のあり方について検討を加え、ただいま三党の中におきましても補てんの道がないかということで御協議いただき、結論を待って対処してまいります。

預金保険法改正案における株主の責任についてのお尋ねでございますが、今回の措置の発動に当たりましては、当局の検査や監査法人の監査により適正に資産の評価を行った上で、その際発生する損失については、資本で充当するものでございまして、適正な処理の結果として最大限の株主

負担を求めることとしたしているものであります。次に、預金保険法案における計画の承認についてのお尋ねでございます。

経営が悪化したしました金融機関同士が新設合併する場合に、預金者保護を図るためには、新設金融機関の経営が健全に行われるための体制の整備等を確保する必要があります。このために、今回の措置におきましては、新設金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保するための計画を策定させまして、これを当局の承認にかからしめることとしたところでございます。

最後に、総理の質疑と同様で、答弁を申し上げますが、不良債権の処理についてのお尋ねであります。総理が言われたとおりであります。私からは、金融機関の不良債権処理は、金融機関が経営合理化等を行う上におきまして最大限の自助努力によって対応することが基本でなければならぬと思えます。各金融機関も現にその早期処理に努めるといたしておるところであります。他方、不良債権の償却は、金融機関の内部留保の取り崩しなど、財務内容の悪化をもたらす面があることにも御留意いただきたいと存じます。

大蔵省としては、預金者保護と金融システムの安定性確保に万全を期しまして、今後とも不良債権問題に適切に取り組んでまいりたいと存じます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) 答弁の補足があります。橋本内閣総理大臣。

(国務大臣橋本龍太郎君登壇、拍手)

○国務大臣(橋本龍太郎君) 笠井議員にお並びを、答弁の追加をさせていただきます。

具体的発動条件についてのお尋ねがございまして、今回の改正案では、ある地域に経営の悪化した金融機関が複数存在をし、それらが連鎖的に預金払い戻し停止に陥るおそれがあり、取引先企業に及ぼす貸し付け停止等地域経済に重大な影響が及ぶおそれがある際に、これを未然に防止するといふ公共的な観点から特定合併のあっせんを行うこととしております。また、厳格な制度的歯止めを金融機関に課した上で厳正に行われるものであり、護送船団方式という御指摘は私は当たらないと考えております。

なお、今回の法案における特定合併が時限措置であること、現下の金融状況下におきまして破綻処理手法の多様化を図るものであることもつけ加えさせていただきます。

大変失礼しました。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これにて質疑は終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。

午後九時二分散会

出席者は左のとおり。

議長 斎藤 十朗君
副議長 松尾 官平君

末広まき君	石井 一二君
長谷川道郎君	水野 誠一君
芦尾 長司君	上吉原 二天君
長尾 立子君	奥村 展三君
堂本 曉子君	常田 享詳君
岩永 浩美君	大野つや子君
釜本 邦茂君	北岡 秀二君
小山 孝雄君	景山俊太郎君
海老原義彦君	岩井 國臣君
吉村剛太郎君	野沢 太三君
松浦 孝治君	宮崎 秀樹君
二木 秀夫君	永田 良雄君
鈴木 貞敏君	小野 清子君
世耕 政隆君	坂野 重信君
前田 勲男君	塩崎 恭久君
森田 健作君	矢野 哲朗君
溝手 顕正君	佐藤 静雄君
依田 智治君	山本 一太君
三浦 一水君	松村 龍二君
平田 耕一君	畑 恵君
林 芳正君	龜谷 博昭君
中島 眞人君	阿部 正俊君
鈴木 政二君	金田 勝年君
佐藤 泰三君	石渡 清元君

鴻池 祥肇君	谷川 秀善君	日下部徳代子君	榑崎 泰昌君	政府委員	益田 洋介君	寺崎 昭久君
保坂 三蔵君	岡 利定君	鹿熊 安正君	鎌田 要人君	大蔵省銀行局長	梶原 敬義君	瀬上 貞雄君
太田 豊秋君	尾辻 秀久君	野村 五男君	石川 弘君	山口 公生君	労働委員	
山崎 正昭君	陣内 孝雄君	大島 慶久君	真島 一男君	議長の報告事項	志村 哲良君	補欠
西田 吉宏君	成瀬 守重君	山本 正和君	須藤良太郎君	去る五日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	上杉 光弘君	補欠
野間 起君	清水 達雄君	木宮 和彦君	浦田 勝君	法務委員	寺崎 昭久君	補欠
清水嘉子君	久世 公堯君	吉川 芳男君	竹山 裕君	辞任	決算委員	
斎藤 文夫君	青木 幹雄君	松浦 功君	井上 孝君	上杉 光弘君	辞任	
中曾根弘文君	倉田 寛之君	林田悠紀夫君	板垣 正君	上山 和人君	補欠	
片山虎之助君	守住 有信君	大河原太一郎君	上杉 光弘君	大蔵委員	志村 哲良君	
香掛 哲男君	岡野 裕君	下稻葉耕吉君	岡部 三郎君	辞任	菅野 壽君	
高木 正明君	遠藤 要君	田沢 智治君	志苦 裕君	上杉 光弘君	補欠	
真鍋 賢二君	村上 正邦君	西川きよし君	山下 芳生君	辞任	補欠	
井上 吉夫君	佐々木 満君	笠井 亮君	渡辺 四郎君	鈴木 政二君	松浦 孝治君	
岩崎 純三君	井上 裕君	阿部 幸代君	及川 一夫君	吉川 芳男君	清水 達雄君	
宮澤 弘君	加藤 紀文君	清水 澄子君	西山登紀子君	菅野 壽君	上山 和人君	
坪井 一字君	鈴木 正孝君	須藤美也子君	三重野栄子君	農林水産委員	補欠	
照屋 寛徳君	大脇 雅子君	梶原 敬義君	緒方 靖夫君	辞任	補欠	
橋本 聖子君	馳 浩君	筆坂 秀世君	吉川 春子君	倉田 寛之君	大野つや子君	
田村 公平君	上山 和人君	村沢 牧君	有働 正治君	辞任	補欠	
谷本 嶺君	菅野 壽君	橋本 敦君	吉岡 吉典君	大野つや子君	倉田 寛之君	
田浦 直君	武見 敬三君	田 英夫君	赤桐 操君	鳥谷 博昭君	大木 浩君	
中原 爽君	長峯 基君	瀬谷 英行君	立木 洋君	瀬上 貞雄君	梶原 敬義君	
大淵 絹子君	洲上 貞雄君	上田耕一郎君		運輸委員		
笠原 潤一君	松谷蒼一郎君			辞任	補欠	
南野知恵子君	河本 英典君	内閣総理大臣	橋本龍太郎君	清水 達雄君	吉川 芳男君	
上野 公成君	関根 則之君	大蔵大臣	三塚 博君	松浦 孝治君	鈴木 政二君	

外七名発議)

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

工場立地法の一部を改正する法律案

持株会社の設立等の禁止の解除に伴う金融関係法律の整備等に関する法律案

銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律案

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

工場立地法の一部を改正する法律

持株会社の設立等の禁止の解除に伴う金融関係法律の整備等に関する法律

銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律

一昨八日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

大蔵委員

商工委員

労働委員

前川 忠夫君

菅野 茂君

菅野 茂君

菅野 茂君

菅野 茂君

菅野 茂君

菅野 茂君

菅野 茂君

菅野 茂君

菅野 茂君

菅野 茂君

菅野 茂君

菅野 茂君

菅野 茂君

菅野 茂君

菅野 茂君

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

自衛隊法の一部を改正する法律案(村井仁君外六名提出)(衆第一六号)

国会法の一部を改正する法律案(枝野幸男君外二名提出)(衆第一七号)

行政監視院法案(枝野幸男君外一名提出)(衆第一八号)

総務庁設置法の一部を改正する法律案(枝野幸男君外二名提出)(衆第一九号)

同日議員から次の質問主意書が提出された。

郵便貯金の周知宣伝施設に関する再質問主意書(山下栄一君提出)

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

ダム事業の総点検に関する再質問主意書(竹村泰子君提出)

同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動があったのでその政府委員としての資格を失った旨の通知書を受領した。

記

異動前の氏名 異動後の氏名 異動年月日

須田 明夫 (解職) 平九三六

田中 均 (同) 同

渋谷 實 (同) 同

渋谷 實 (同) 同

渋谷 實 (同) 同

渋谷 實 (同) 同

渋谷 實 (同) 同

渋谷 實 (同) 同

渋谷 實 (同) 同

渋谷 實 (同) 同

渋谷 實 (同) 同

渋谷 實 (同) 同

渋谷 實 (同) 同

渋谷 實 (同) 同

渋谷 實 (同) 同

渋谷 實 (同) 同

渋谷 實 (同) 同

同日内閣総理大臣から議長宛、同日警察庁長官関口祐弘君の第四百十一回国会政府委員を免じた旨の通知書を受領した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第四百十一回国会政府委員に任命すること

を承認した。

警察庁長官事務代理 田中 節夫君

外務省総合外交政策局 阿部 信泰君

軍備管理・科学審議官 阿部 信泰君

外務省北米局長 高野 紀元君

外務省経済局長 大島正太郎君

同日内閣総理大臣から議長宛、警察庁長官事務代理田中節夫君外三名(同日議長承認)を、第四百十一回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案(閣法第九号)

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

市民公益活動法人法案(山本保君外二名発議)

同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

介護保険法案(第百二十九回国会提出、本院継続審査)

介護保険法施行法案(第百二十九回国会提出、本院継続審査)

医療法の一部を改正する法律案(第百二十九回国会提出、本院継続審査)

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員山口哲夫君提出特定防衛施設周辺整備調整交付金に関する質問に対する答弁書

参議院議員山下栄一君提出特別養護老人ホーム入所申請における健康診断書の費用負担等に関する質問に対する答弁書

同日内閣から次の報告書を受領した。

同日内閣から次の報告書を受領した。

同日内閣から次の報告書を受領した。

同日内閣から次の報告書を受領した。

同日内閣から次の報告書を受領した。

同日内閣から次の報告書を受領した。

同日内閣から次の報告書を受領した。

同日内閣から次の報告書を受領した。

同日内閣から次の報告書を受領した。

第四百四十回国会参議院において採択された請願の処理経過

同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

介護保険法

介護保険法施行法

医療法の一部を改正する法律

同日内閣を経由して公正取引委員会委員長から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第四十四条第一項の規定に基づく平成八年度公正取引委員会年次報告書を受領した。

特定防衛施設周辺整備調整交付金に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成九年十一月十八日

山口 哲夫

参議院議長 斎藤 十朗殿

特定防衛施設周辺整備調整交付金に関する質問主意書

自衛隊及び在日米軍基地周辺の関係地方自治体に対し、特定防衛施設周辺整備調整交付金が支給されている。今回、沖縄駐留米軍の実弾砲撃演習の本土移転にともない、関係各地方自治体に対し、今後五年間にわたって同交付金が上乗せされ

ることになったという。同交付金及びその上乗せ分の交付の要件、基準等について不明であるので、以下の点につき質問する。

一 右交付金及び上乗せ分は、それぞれいかなる趣旨で支出されるのか。

二 関係地方自治体が、右交付金及び上乗せ分の交付の対象となるためには、それぞれどのような要件が必要か。またそれを決定する明確な基準は存在するのか。あればその基準を示されたい。

三 移転先の一つである北富士演習場についても、関係各地方自治体に対して右交付金が支給されており、また今年から上乗せ交付されることになっているが、富士吉田市ほか関係自治体は、いかなる点で交付金及び上乗せ分を支給されるそれぞれの要件を満たしているのか。それぞれの自治体ごとに、具体的に回答されたい。

四 また、北富士演習場に関わる関係各地方自治体の場合、自治体により右交付金及び上乗せ分の金額が異なるが、その積算根拠は何か、具体的に回答されたい。

平成九年十二月九日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

参議院議長 斎藤 十朗殿

参議院議員山口哲夫君提出特定防衛施設周辺整備調整交付金に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

備調整交付金に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員山口哲夫君提出特定防衛施設周辺整備調整交付金に関する質問に対する答弁書

弁書

一及び二について

特定防衛施設周辺整備調整交付金(以下「調整交付金」という。)は、防衛施設の設置又は運用により生ずる周辺地域における生活環境又は開発に及ぼす影響等を考慮し、周辺地域を管轄する市町村の区域内において公共用の施設の整備を図ることにより、関係住民の生活及び福祉の向上に寄与することを目的として、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律(昭和四十九年法律第一〇号。以下「環境整備法」という。)第九条の規定に基づいて交付されるものである。

調整交付金は、環境整備法第九条の規定に基づき、①ターボジェット発動機を有する航空機の離陸又は着陸が実施される飛行場、②砲撃又は航空機による射撃若しくは爆撃が実施される演習場、③港湾及び④大規模な弾薬庫等の防衛施設のうち、その設置又は運用がその周辺地域における生活環境又はその周辺地域の開発に及ぼす影響の程度及び範囲その他の事情を考慮し、当該周辺地域を管轄する市町村がその区域内において行う公共用の施設の整備について特

に配慮する必要があると認められるものがあるときは、内閣総理大臣が、当該防衛施設を特定防衛施設として、当該市町村を特定防衛施設関連市町村として、それぞれ指定し、当該特定防衛施設関連市町村に対し、公共用の施設の整備を行うための費用に充てさせるため交付することとされている。また、特定防衛施設関連市町村に対し交付する調整交付金の額については、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令(昭和四十九年政令第二百二十八号。以下「環境整備法施行令」という。)第十五条第一号から第五号までに掲げる特定防衛施設の面積、運用の態様等の事項を基礎として算定される額(以下「普通交付額分」という。)及び同条第六号に掲げる特定防衛施設の運用の態様の変更を基礎として算定される額(以下「特別交付額分」という。)に分けて算定しているところである。

御指摘の上乗せ分については、沖縄県におけるアメリカ合衆国軍隊による県道百四号線越え実弾射撃訓練(以下「米軍百四号線越え訓練」という。)の移転に伴い、移転先となる本土の演習場(以下「移転先演習場」という。)における運用の態様の変更により、移転先演習場に係る特定防衛施設関連市町村において生活環境等に影響があると認められること並びに米軍百四号線越え訓練の移転は、日米安全保障協議委員会の下に設置された沖縄県に所在するアメリカ合衆国軍隊の施設及び区域に関連する諸問題を検討す

るための特別行動委員会(以下「沖繩に関する特別行動委員会」という。)において取りまとめられ、同協議委員会において承認された計画及び措置の一つであり、「沖繩に関する特別行動委員会」の最終報告に盛り込まれた措置の実施の促進について(平成八年十二月三日閣議決定)を踏まえ、これを的確かつ迅速に実施する必要があることも考慮し、特別交付額分として交付することとしているところである。

三について

北富士演習場の周辺地域を管轄する市町村である富士吉田市、忍野村及び山中湖村については、環境整備法第九条の規定に基づき、特定防衛施設関連市町村として指定されており、平成九年度において公共用の施設として富士吉田市については上水道、市道等、忍野村については村道、消防施設等及び山中湖村については村道等の整備が予定されていることから、調整交付金の交付の対象としているものである。

当該一市二村に対する平成九年度における御指摘の上乗せ分については、一及び二について述べた事情を考慮し、特別交付額分として交付することとしているところである。

四について

北富士演習場の周辺地域を管轄する市町村である富士吉田市、忍野村及び山中湖村に対して交付する平成九年度における調整交付金の額の算定については、環境整備法施行令第十五条第

一号から第五号までに掲げる事項としての特定防衛施設である同演習場の面積、同演習場の面積が当該一市二村の面積に占める割合、当該一市二村の人口及び当該人口の増加率又は減少率、人口密度並びに同演習場の運用の態様を基礎として、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行規則(昭和四十九年総理府令第四十三号)第三条の規定に基づいて算定する普通交付額分並びに環境整備法施行令第十五条第六号に掲げる事項としての同演習場の運用の態様の変更として米軍百四号線越え訓練の移転以外の部分及び米軍百四号線越え訓練の移転の部分をそれぞれ考慮して算定した特別交付額分を合算することとしている。

特別養護老人ホーム入所申請における健康診断書の費用負担等に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成九年十一月二十一日

山下 栄一

参議院議長 斎藤 十朗殿

特別養護老人ホーム入所申請における健康診断書の費用負担等に関する質問主意書
特別養護老人ホームは、常時介護を必要とし、かつ在宅での介護が困難な高齢者を介護する施設

として、新ゴールドプランにおいてもその整備が求められている。しかしながら、昨今、この特別養護老人ホームの入所手続きが煩雑であること、とりわけ入所申請に当たり提出を求められる健康診断書の費用負担に格差が大きく、かつその負担が重いとの指摘がなされている。さらに要介護高齢者にとって、その生活環境によっては健康診断書入手に際しての労力負担が計り知れないものとなっている。特別養護老人ホームに入所を希望する高齢者は低所得層も多く、こうした健康診断書の費用負担等については多くの疑問がある。

こうした観点から以下質問する。
一、各市町村においては、特別養護老人ホームの入所申請に当たり長期、短期を問わず通例健康診断書の提出を求めているが、この理由について政府はどう認識しているか。

二、厚生省の「老人ホームへの入所措置等の指針」について(昭和六十一年一月三十一日 社老第八号)によれば、特別養護老人ホームへの入所に当たり伝染性疾患を有していないことを条件としているが、ここでの伝染性疾患とはどのような疾患を念頭に置いているのか。また、これを証明するために、どこまでの検査を必要と考えているのか、具体的に示されたい。

三、前記指針によれば、入所判定審査票の「健康状態」欄に、老人保健法による健康診断の記録(写真)等を添付するものとしているが、この趣

旨は何か。老人保健法による健康診断の記録票(写真)が添付されていれば、別に詳細な健康診断書の提出は必要ないと考えるが、どうか。

四、市町村は、前記指針に基づき、特別養護老人ホーム入所に当たって必要な健康診断書の様式を定めているとしているが、様式及びその検査項目については市町村によって大きなばらつきがある。政府は、こうした実態をどこまで把握し、どのように認識しているか。

五、さらに、市町村によっては、前記指針に基づき、検査項目が既往症、現疾病、眼疾、耳疾、視力、聴力、精神障害の有無・程度、肢体障害の状況、老人性痴呆の有無、入院治療の有無、検便(細菌検査)(腸チフス菌・赤痢菌)、検尿、血液検査(HBS抗体・抗原、HCV-Ⅱ、梅毒)、血圧・脈拍、X線写真撮影、赤沈等数値に及ぶ健康診断書を求めるとしているところもある。これらの項目は全て必要なものであると考えているのか。

六、市町村では、厚生省の行政指導であることを理由に、五に示したような詳細な健康診断書の提出を入所申請者に求めているところもある。厚生省は、前記指針以外に、そのような行政指導を行っているのか。仮に行っていないならば、前記指針の趣旨を正しく市町村に徹底させる必要があるのではないか。また、健康診断書の様式についても一定の基準を示すべきではないか。

七、多くの市町村が、五に示したごとく詳細な健康診断書の提出を入所申請者に求めているため、健康診断書に係る費用が一万円を超えることも少なくない。政府は、健康診断書の費用負担に係るこうした実態をどう把握し、これについてどのように認識しているか。

八、市町村が特別養護老人ホーム入所申請に当たり健康診断書の提出を求める場合には、その費用は公費で負担すべきではないか。また、国としてもそのための財政支援を行うべきではないか。

九、さらに、医療機関によって健康診断書の料金がまちまちなため、不公平感が生じている。同じ様式の健康診断書について、余りに格差が生じることは問題ではないか。是正策を講じるべきではないか。また、健康診断書料金について広告あるいは院内表示を行うべきではないか。

十、また、老人保健施設の入所に当たっても市町村からの指示ではなく、個々の施設の要請による健康診断書に係る費用負担の問題が同様に生じている。こうした実態について、政府はどのように把握し、認識しているか。

十一、政府は、現在介護保険法案を提出しているが、仮に介護保険制度が導入された場合には、特別養護老人ホーム入所申請の手続き及び必要書類はどうなるか。要介護認定の申請の他に、入所に当たり別途申請手続き・申請書類が必要

となるのか。特に、入所に当たり改めて健康診断書の提出は必要か。

十二、介護保険法案においては、要介護認定に当たりかかりつけ医の意見書を求めているが、このかかりつけ医の意見書の費用負担について示されたい。

右質問する。

平成九年十二月九日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

参議院議長 斎藤 十朗殿

参議院議員山下栄一君提出特別養護老人ホーム入所申請における健康診断書の費用負担等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員山下栄一君提出特別養護老人ホーム入所申請における健康診断書の費用負担等に関する質問に対する答弁書

一について

特別養護老人ホームは、常時の介護を必要とする者の養護を目的とする老人福祉施設であり、医療処遇が適当な者については、医療提供施設において療養を行うことが適当である。したがって、老人福祉法(昭和三十八年法律第三十三号)第十一条第一項第二号の規定に基づき、市町村が特別養護老人ホームへの入所措置を行うに当たっては、各市町村は、入所措置の

申出者が特別養護老人ホームにおいて処遇することが適切であるかを判定する必要がある。そのため、厚生省において都道府県知事等に対し「老人ホームへの入所措置等の指針について」(昭和六十二年一月三十一日付け社老第八号厚生省社会局長通知。以下「指針」という。)を示し、入所措置の基準として、入所措置の対象となる老人が次の条件を満たすこととする。ことに、入所判定に際して精神障害及び問題行動のため医療処遇の要否の判断が必要な場合には、保健所等の精神科医の診断書を求めることとしている。

1 入院加療を要する病態でなく、かつ、伝染性疾患を有し、他の被措置者に伝染させるおそれがないこと

2 日常生活動作の状態が一定の介助を要する状態又は痴呆等精神障害の問題行動が重度若しくは中度に該当する状態であり、かつ、その状態が継続すると認められること(著しい精神障害及び問題行動のため医療処遇が適当な者を除く。)

また、平成五年四月から特別養護老人ホームへの入所措置の事務が町村に移譲されることを契機として、厚生省において平成四年十二月に、市町村における特別養護老人ホームへの入所措置の事務等の処理の参考資料として「入所措置事務マニュアル」(以下「手引」という。)を特

に示し、入所措置の判定に当たっては、入所措置を要すると認められる者につき、伝染予防措置として、伝染性の疾患の保有の有無を確認しなければならぬこととし、その確認方法の例として、健康診断書の提出を示したところである。

したがって、各市町村においては、指針及び手引を踏まえ、入所措置に当たり、入所措置の基準に該当するか否かを判定する資料として、入所措置の申出者に対し、健康診断書の提出を求めているものと認識している。

なお、老人福祉法第十一条第二号の規定に基づく特別養護老人ホームへの入所措置については、長期、短期という入所期間の区分はない。

二について

御指摘の伝染性疾患については、赤痢等のいわゆる法定伝染病のほか他の入所者に伝染することにより特別養護老人ホームにおける処遇に支障を生じさせるおそれがある性病、結核等の疾患を想定している。厚生省としては、手引において、入所措置の要否を判定するためできるだけ受診すべき検査として、赤痢菌検査、梅毒検査及び胸部レントゲン検査を例示するとともに、緊急を要する場合その他やむを得ない場合においては、かかりつけの医者等から症状等必要な事項を聴取することを指導しているところである。

三について

老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)による健康診査(以下「老人健康診査」という。)は、循環器疾患等を早期に発見し、栄養、運動等に関する生活指導や適切な治療と結び付けることによってこれらの疾患の重篤化を予防すること等を目的としている。特別養護老人ホームの入所判定審査票に老人健康診査の記録表の写し等の添付を求めているのは、入所措置の基準の一つとして入院加療を要する病態でないことを要件としていることから、当該記録表の写し等の記載により把握できる範囲において入所措置の申出者の健康状態を判定するためである。しかしながら、老人健康診査については、入所判定に必要な伝染性疾患の有無並びに精神障害及び問題行動についての検査又は診断が行われないことから、老人健康診査の記録表の写し等の添付に加え、伝染性疾患の有無についての診断を求めるとともに、必要な場合、精神障害及び問題行動についての保健所等の精神科医の診断書の提出を求めることが必要となるものである。

四及び五について

御指摘の各市町村における健康診断書の様式及び検査項目の相違について、厚生省においてその詳細は把握していない。特別養護老人ホームへの入所措置に必要な健康診断書の様式及び検査項目は、市町村において老人福祉法を

適正かつ円滑に実施するという観点から、市町村の実情に応じて適宜定めるべきものであり、厚生省としては、二についてで述べたとおり、その事務処理の参考資料として示した手引において検査の内容を具体的に例示する等の指導を行っているところである。

六について

厚生省としては、市町村において入所措置が適正かつ円滑に行われるよう、二についてで述べたとおり、手引において検査の内容を具体的に例示する等の指導を行うことにより、指針の趣旨の徹底に努めてきたところである。また、健康診断書の様式については、入所措置が適正かつ円滑に行われるという観点から、市町村ごとにその実情に応じて適宜定めるべきものと考えており、厚生省として一定の様式を示す考えはない。

七について

健康診断書の作成に係る費用負担の実態について、厚生省においてその詳細は承知していないが、検査項目の内容及び各検査項目に係る単価が異なること等から、多様な実態があるものと考えられる。

八について

新規に特別養護老人ホームへの入所を申し出る者に係る健康診断書の費用については、その

者が必要な養護を受けるための入所の手続において必要となるものであり、申出を行う者において負担されるべきものと考えられる。

なお、市町村は、特別養護老人ホームへの入所の申出者が健康診断書を提出しない場合においても、市町村においてかかりつけの医者等からの聴取等の方法により必要とする事項が把握できる場合には、入所措置を行えないものではない。

九について

御指摘の特別養護老人ホームへの入所の申出に当たり必要となる健康診断書の料金については、各医療機関において検査項目等に応じて自主的に設定されるべきものと考えている。

健康診断書に係る料金の広告については、現在、医療法(昭和二十三年法律第三百五号)第六十九条の規定により禁止されているところであるが、今後、患者が適切な医療機関を選択することができるようになるという観点から、医療機関における利用料金を広告事項とすることに検討していくこととしており、健康診断書に係る料金の取扱についても、その中で検討してまいりたい。

また、健康診断書に係る料金の院内掲示については、現行においても禁止されているものではなく、医療機関の判断により実施できるものである。

十について

老人保健施設への入所の申込みに当たって健康診断書の提出が必要な場合において、その作成に係る費用負担の実態について、厚生省においてその詳細は承知していないが、入所の申込みに伴う費用として入所申込者が負担しているものと考えている。

十一について

御指摘の介護保険法案(以下「法案」という。)が成立し、施行された場合の介護保険制度における特別養護老人ホームへの入所は、法案第九十九条第一項の要介護認定を受けた者であって特別養護老人ホームへの入所を希望する者とその者が入所を希望する特別養護老人ホームとの間の入所の契約によることとなる。御指摘の健康診断書等の提出を含め、入所の際に必要な書類の具体的な取扱については、要介護認定における主治の医師の意見等との関係も含め、今後検討してまいりたい。

十二について

法案第二十七条第六項においては、要介護認定の申請があったときは、市町村は、申請者の主治の医師又は主治の医師がいなかった場合には市町村の指定する医師等から、申請者の身体上又は精神上の障害の原因である疾病又は負傷の状況等につき意見を求める等の措置を講ずることとされているが、当該措置は、市町村

が介護保険の保険者として行う要介護認定事務に伴い必要となるものであり、これに要する費用については、当該市町村が負担することとなると考える。

〔参照〕

十二月九日議長において、左のとおり議席を変更した。

六五

一五六

鈴木 正孝君

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

(第二、三号の発送は都合により後日となるため、第十号を先に発送しました。)

発行所	〒一〇五 東京都港区 虎ノ門二丁目一番四号 大蔵省印刷局
電 話	03 (3587) 4294
定 価	本号一部 一〇五円 送料別